

松戸市家庭ごみ訪問収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみを家庭廃棄物のごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）に世帯員自らごみ出しすることが困難で、かつ、他の者からの支援を得られない世帯に対し、市が戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業（以下「訪問収集事業」という。）を実施することにより、当該世帯のごみ出しへの支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けているものをいう。
- (2) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表の視覚障害又は肢体不自由の1級若しくは2級に該当する障害を有する者をいう。

(対象世帯)

第3条 訪問収集事業を利用できる世帯は、次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 松戸市において居住実態のある世帯
 - (2) 自らがごみ集積所にごみ出しすることが困難な要介護者若しくは障害者で構成されていること。ただし、他の世帯員が同居している場合は、自らがごみ集積所にごみ出しすることが困難と認められる者で構成されている世帯。
 - (3) ごみ出しについて、他の者からの支援を得られない状況にあると認められる世帯。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた世帯は、訪問収集事業を利用することができる。

(ごみ集積所の設置及び維持管理)

第4条 訪問収集事業を利用するためのごみ集積所を屋外の自宅敷地内または集合住宅の共用部に設置できること。

2 前項の規定により設置するごみ集積所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 収集作業の効率性が維持できるような場所に設置すること

- (2) 公衆衛生維持の観点から、ごみ集積所は近隣住民に配慮するような構造及び場所であること
- 3 集合住宅の共用部にごみ集積所を設置する場合、利用者は当該集合住宅の所有者または管理者に同意を得ること。
- 4 ごみ集積所の維持管理は、利用者で行い、清潔の保持に努めること。

(申請)

第5条 訪問収集を利用しようとする世帯の世帯員、又はケアマネジャーや支援相談員等の福祉担当者（以下「申請者」という。）は、松戸市家庭ごみ訪問収集事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 意見書（第2号様式）
- (2) 要介護者にあつては、介護保険被保険者証の写し
- (3) 障害者にあつては、障害者手帳の写し
- (4) 前条により設置するごみ集積所の場所がわかる位置図等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要に応じて申請者の承諾を得て、申請者の立会いの下、家庭ごみ訪問収集事業で利用するごみ集積所の場所を確認するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請があつた時は、必要に応じて利用者と面談し、訪問収集事業の利用可否について調査するものとする。
- 3 前2項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による調査の結果に基づき、利用の可否を決定し、松戸市家庭ごみ訪問収集事業決定（開始、却下、廃止）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(収集方法等)

第8条 訪問収集事業は、毎週月曜日から金曜日までの間において、原則として世帯当たり1回行うものとする。ただし、次に掲げる日については、収集を行わない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 訪問収集事業により収集を行う家庭ごみの区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 陶磁器・ガラスなどのごみ
- (3) リサイクルするプラスチック
- (4) その他のプラスチックなどのごみ
- (5) 資源ごみ
- (6) 有害ごみ
- (7) ペットボトル

3 訪問収集事業の利用者は、家庭ごみを、市が定める「家庭ごみの分け方出し方」に基づき分別し、市長が指定する収集日の午前8時30分までに、市長が指定する場所に排出するものとする。

4 収集時にごみが出ていない世帯については、緊急連絡先に連絡し、安否確認を依頼するものとする。

(変更、停止、再開等の届出)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、松戸市家庭ごみ訪問収集事業変更届出書（第4号様式）により遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、第2号、第3号に該当する場合で軽微なものにあっては、電話等により市に届け出ることができる。

- (1) 第5条に基づき市に提出した申請書及び書類の内容に変更があるとき
- (2) 一時的に訪問収集事業の利用を停止しようとするとき
- (3) 一時的に停止している訪問収集事業の利用を再開しようとするとき
- (4) 第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき。

(決定の取消し)

第10条 市長は、訪問収集事業の利用者が第3条に規定する要件を満たさないこととなったときその他訪問収集事業を実施することが適当でないと認めるときは、訪問収集事業の利用の決定を取り消すものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。